令和3年度 第1回松本市文化芸術振興審議会 次 第

日 時 令和3年6月1日(火) 10時00分~11時30分 場 所 大手事務所 5階会議室A

- 1 開 会
- 2 会議事項
 - (1) 松本市文化芸術推進基本計画(案)について
 - (2) その他
- 3 閉 会

第1回松本市文化芸術振興審議会

3. 6. 1

文化振興課

松本市文化芸術推進基本計画の策定について

1 趣旨

平成28年11月に改定を行った松本市文化芸術振興基本方針(以下「振興基本方針」という。)の対象期間が、令和2年度で満了となったことから、振興基本方針を改定し、平成29年6月に施行された文化芸術基本法に基づく「松本市文化芸術推進基本計画」(以下「推進基本計画」という。)として新たに策定するものです。

2 経過

- H15. 9 「松本市文化芸術振興条例」制定
 - 18. 1 「振興基本方針」策定
 - 27. 5 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」閣議決定
 - 28.11 「振興基本方針」改定
 - 29. 6 「文化芸術振興基本法」を改正、「文化芸術基本法」として公布・施行 地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務化(第7条の2)
 - 30. 3 「文化芸術推進基本計画」閣議決定
- R 2. 3 「推進基本計画」の策定について庁議報告 「松本市文化芸術振興条例」を改正、「松本市文化芸術基本条例」として施行
 - 8 第1回文化芸術振興審議会で協議(以後、計4回協議)
 - 9 第1回松本市文化芸術庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)及び幹事会で骨子(案)を協議
 - 3. 第2回庁内連絡会議で「推進基本計画」素案を協議
- 3 「推進基本計画(案)」(資料1、資料2、別冊)
 - (1) 文化芸術基本法(以下「法」という。)の施行により、地方公共団体における文化芸術推進基本計画の策定が明記されたことから、振興基本方針を改定し、松本市文化芸術基本条例及び松本市総合計画【基本構想2030・第11次基本計画】を具体化させる文化芸術分野の個別計画として「推進基本計画」を策定します。
 - (2) 現在の基本方針は、国の第4次文化芸術振興基本方針に基づいて策定しているため、内容について大幅な修正は想定していませんが、法改正により拡充されたものについて反映した計画とします。
 - (3) 取組期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

<参考> 法改正の内容

文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの

- 1 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 2 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- 3 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- 4 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
- 5 政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務) について規定

4 今後の予定

- (1) 審議会終了後、パブリックコメントを実施します。
- (2) 本日の協議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、計画を策定し、改めて審議会に報告します。

松本市文化芸術推進基本計画(案) 概要版

趣旨

平成28年に松本市文化芸術振興基本方針を改定しました。国の文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27(2015)年5月閣議決定)に示されている教育、福祉、まちづくり、観光、産業等への波及効果を視野に入れ、様々な施策を推進してきました。

この基本方針改定から5年が経過する中で、平成29(2017)年には「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」として施行され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められています。また、「文化芸術基本法」の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされたことから、松本市文化芸術振興基本方針に代えて、新たに松本市文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」といいます。)を策定し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

1 計画の目的

松本市は、松本市の伝統文化、自然、歴史を次世代につないでいくとともに磨きあげ、20年先、30年先も「松本らしさ」を市民の誇りとし、新たな文化芸術の創造を目指すことで、心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とします。

2 基本計画の位置付け

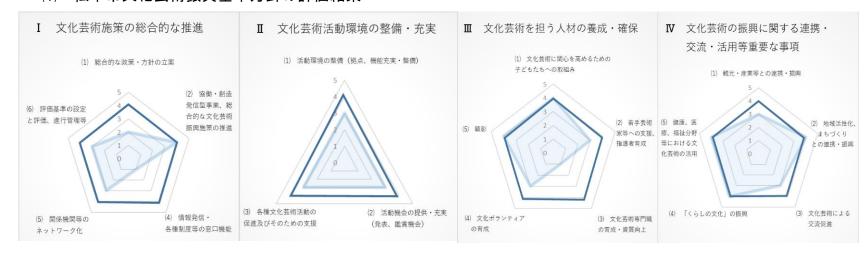
- (1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例及び総合計画を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。
- (2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持つことから、基本計画はまちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図ったものとします。

3 計画期間

令和3(2021)年度~令和12(2030)年度(第1期10年間)とします。

4 現状と課題

(1) 松本市文化芸術振興基本方針の評価結果



- ア 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業等との連携を目指していますが、その趣旨に ついて庁内各部局への意識の浸透が十分に図られていない状況にあります。
- イ 市民プロデューサーの育成や文化芸術活動団体等の連携コーディネート等、中長期的に人材育成が必要な事業が進んでいません。
- ウ 文化芸術施策の効果は、利用状況等短期的な視点だけでは適切に評価できないため、評価では、文化芸術が どのようにまちづくり・人づくりに貢献したかをインパクト(波及効果)で測定しようと試みましたが、独 自の実態調査等を行っていないため、評価できないものが多数ありました。

(2) 市民アンケート調査結果(令和3年2月実施)

- ア 松本市の文化芸術の取組みについて「どちらともいえない」と回答した方が多く、松本市の取組みの周知が 一層必要です。
- イ 「アーティストの発掘及び支援」、「地域の伝統行事などの後継者育成の推進」は「満足している」「やや満足している」と回答した方が9. 8%と、他の項目に比べ低い割合となっているため、取組みを強化する必要があります。

5 計画の目標

キャッチフレーズ 「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本」

- (1) 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる
- (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する
- (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

6 計画の構成と施策

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、以下の4つの分野方針ごとに施策を推進する構成とします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々 の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

重点施策①:情報発信・各種制度等の窓口相談機能

文化芸術活動者の相談、支援、マッチングをする窓口の設置

Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人とをつなげ、 地域の元気を生み出していきます。

重点施策②:観光・クリエイティブ産業等との連携・振興

文化資源を利用した観光事業の実施、食文化等を活かした産業・観光事業の実施

重点施策③:健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用

障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供

重点施策④:文化財の保存・活用

伝統文化の担い手の育成・支援

Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成及び確保

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

重点施策⑤:文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み

学校・地域等でのアウトリーチ事業、ワークショップの実施

重点施策⑥:アーティスト等への支援、指導者育成

アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築

Ⅳ 文化芸術活動の環境の整備及び充実

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と 仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

重点施策⑦:活動機会の提供・充実

オープンスペース等の活用、街なかでの無料鑑賞会等の開催

7 計画の施策体系及び評価指標

- (1) 施策体系 別紙施策体系図のとおり
- (2) 計画の評価検証

計画策定から中間年(令和7(2025)年)に計画の中間評価を実施、最終年前年(令和11 (2029)年)に最終評価を実施し、計画の進捗を図るとともに、第2期計画に反映します。

(3) 評価検証の方法

ア 基本計画に掲げる具体的施策推進のための事業を選定し、事業に着手したかを評価します。

イ 基本計画に掲げる基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証します。

【施策体系図】

★・・・重点施策

	基本的施策	施策別目標	主な具体的施策	評価指標	現状	目標
	(1) 市民意向の把握	市民意向を踏まえた文化施策を推進する	継続的な市民意向調査の実施、文化芸術活動者の実態調査の実施	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36. 7%	45. 0%
	(2) 協働・創造発信型事業の推進	市民の誇りを醸成する 都市ブランドの向上を図る	市民が主体的に運営に係る仕組みづくり 地域在住アーティストとの協働事業の実施	地域にもたらされる効果として期待することに ついて「特にない・わからない」を答えた割合	2. 5%	1.0%
Ι	(3)★情報発信・各種制度等の窓口相談 機能	多種多様な手段で必要な時に情報を得られる環境を整える	最適な手段による各世代への情報発信 文化芸術活動者の相談、支援、マッチングをする窓口の設置 ◎	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33. 6%	40.0%
	(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	ジャンルを超えた団体の交流により、新たな表現の創出を図る 文化施設間のネットワークを構築し、事業等の相乗効果を高める	文化芸術活動者団体の交流機会の提供 博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会の提供 創造都市ネットワークへの参加等他都市との連携	文化芸術団体の交流機会の提供数(年間)	なし	3事業
	(1) 地域活性化、まちづくりとの 連携・振興	文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出する	地区単位での文化芸術活動の支援 国内外に松本市を発信する市民協働イベントの実施◎	地域にもたらされる効果として期待することに ついて「地域の活性化・地域経済の活性化」と 答えた人の割合	84. 0%	90.0%
	(2)★観光・クリエイティブ産業等との 連携・振興	クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指す 観光・クリエイティブ産業の振興を図る	文化資源を活用した観光事業の実施◎、クラフト等の文化芸術的価値の啓発 ◎ 食文化等を活かした産業・観光事業の実施 ◎	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する 満足度	19. 0%	25. 0%
II	(3) くらしの文化の振興	松本市固有の文化等を継承するとともに新たな文化を創造し、松本への愛着を高める	地域の歴史・文化を知る機会の創出、くらしの文化に関する各種講座の実施 市民団体との連携・協働及び活動支援による地域の伝統文化や食文化の継承事業 の実施	書、花、茶、食などに親しんでいる割合	21. 9%	25. 0%
	(4) 文化芸術による交流促進	他都市との交流、多文化交流の充実を図る	新たな文化交流プログラムの企画 海外の文化芸術に触れられる機会の創出	海外や他市町村との文化芸術による交流事業数 (年間)	3事業	5事業
	(5)★健康、医療、福祉分野等における 文化芸術の活用	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる社会を目指す	医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等の実施 障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供 ◎	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活 用事業数(年間)	なし	3事業
	(6)★文化財の保存・活用	文化財を適切に保護し、地域活性化等に活用する	まつもと文化遺産を始め、地域の文化財の保存継承と有効な活用 伝統文化の担い手の育成・支援	文化財保護のための取組みに対する満足度 文化財等の観光への活用に対する満足度	43. 5% 42. 1%	
	(1)★文化芸術に関心を高めるための 子ども・若者への取組み	文化芸術活動の担い手を育成する 子どもたちが文化芸術に触れ創造する楽しさを実感する環境を整える 日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出する	学校等でのアウトリーチ事業、ワークショップの実施 ◎ 児童・生徒等の文化芸術体験活動の実施 ◎ 若者の意見を反映した事業の実施	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27. 5%	35. 0%
ш	(2)★アーティスト等への支援、指導者 育成	活動団体の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げする クリエイティブな人材を育成する 松本市の文化芸術を継承するとともに新たな創造をする人材を育成する	アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築 ◎ 経済的支援と支援結果の継続的な検証とより効果的な支援体制の構築 ◎ 文化芸術指導者の実態調査及び支援 ◎	アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9. 8%	15. 0%
Ш	(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成する 職員間の意見交換の機会を創出し、新たな発想を生み出す	松本市芸術文化振興財団と連携した実務研修や派遣研修等の支援 学芸員・司書及び松本市芸術文化振興財団職員の意見交換の実施	質の高い文化芸術鑑賞機会の提供に対する満 足度	48. 7%	55. 0%
	(4) 文化ボランティアの育成	文化芸術活動の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図る	文化ボランティアに興味を引き出す機会の創出 文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みづくり	文化ボランティアに参加したいと思う人の割 合	81. 6%	85. 0%
	(5) 顕彰	文化芸術活動者のモチベーションの向上を図る 新たな文化芸術活動者を発掘し市内外へ周知する	文化芸術表彰等の充実、文化施設等が連携した受賞者の活動の発信 受賞者の支援体制の構築	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度 アーティストの発掘及び支援に対する満足度	33. 6% 9. 8%	
	(1) 活動環境の整備	あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設を目指す	バリアフリーの推進、施設利用者へのアンケート実施 ニーズに合った施設・運営方法の再整備 ◎ 天候の変化に左右されない野外会場等の研究	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25. 1%	30. 0%
IV	(2)★活動機会の提供・充実	年齢、性別、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術に親しめる機会の創出 新たな発表の場を創出する	オープンスペース等の活用 ◎ 街なかでの無料鑑賞会等の開催 ◎ アウトリーチ事業の強化 ◎	文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22. 6%	30. 0%
	(3) 各種文化芸術活動の促進及び そのための支援	文化芸術活動をより身近なものとする 新たな取組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整える	活動の入門編となる事業・講座の実施 文化芸術活動団体への補助制度の確立 ◎	練習・発表・創作等の活動への支援に対する 満足度	17. 0%	25. 0%

松本市文化芸術推進基本計画 (案)

令和3年度 文化観光部 文化振興課

第1章 松本市を特徴付ける文化	
1 歴史と景観	P 1
2 風土	P 2
3 民俗	Р3
4 イベント	P 4
笠 0 き、甘土江西笠中の梅阜	
第2章 基本計画策定の趣旨 1 基本計画策定の背景及び経緯	P 5
2 基本計画の位置付けと計画期間	г 5 Р 5
3 文化芸術の定義と基本計画の対象	P 6
4 松本市の文化芸術を取り巻く状況	P 6
1 福季用の人間公園を取り得くが記	1 0
第3章 基本計画の内容	
1 計画の目的	P12
2 計画の目標	P12
3 計画の構成と施策	P12
第4章 基本的施策 I 文化芸術振興施策の総合的な推進	P15
(1) 市民意向の把握	113
(2) 協働・創造発信型事業の推進	
(3) 情報発信・各種制度等の窓口相談機能	
(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	
Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用	P16
(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興	
(2) 観光・クリエイティブ産業等との連携・振興	
(3) くらしの文化の振興	
(4) 文化芸術による交流促進	
(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	
(6) 文化財の保存・活用	
	D 1 7
Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保	P1 7
(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み	
(2) アーティスト等への支援、指導者育成	
(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	
(4) 文化ボランティアの育成(5) 顕彰	
(〇) 型代年2	
IV 文化芸術活動の環境の整備・充実	P18
(1) 活動環境の整備	
(2) 活動機会の提供・充実	
(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援	
第5章 計画の評価検証	P19
第5章 計画の評価検証 1 計画の評価検証	r 1 9
2 評価検証の方法	

第1章 松本市を特徴付ける文化

1 歴史と景観

松本市には、縄文時代中期以降の遺跡や古墳が確認されており、先人たちの営みが数多く残っています。しかし、明治初年に行われた廃仏毀釈やその後の大火によって、残念ながら多くの文化財が失われました。特に江戸時代より古い時期の建物の現存例が少ないのはこのためです。松本城も明治期には破却と破損の危機がありました。これを救ったのが、市川量造、小林有也といった先人たちとその呼び掛けに応じた住民の力でした。

住民の力は、旧開智学校、旧山辺学校の建設、大正期の旧松本高等学校誘致運動へと繋がりました。

松本市は、第2次世界大戦の戦火を受けていないことから、城下町の各所には、江戸時代初期にかたちづくられた鉤の手、袋小路といった防御のための工夫が今もなお残っています。また、明治以降の近代化の流れの中で登場した和洋折衷の擬洋風建築なども多く残り、独特の景観が形成されています。

(写真掲載例)

































2 風 土

松本市には、深田久弥の日本百名山が6座あります。北アルプスの南に広がるのが日本有数の山岳観光地の上高地、更にその南には乗鞍岳と乗鞍高原が広がります。また、市域の東側には、なだらかな台上地形の美ヶ原高原が鎮座し、雲上の自動車道ビーナスラインが霧ヶ峰へと続きます。

こうした山岳景観とその恵みの湧水や温泉が、他市にはない圧倒的な魅力となっています。また、一日の寒暖差が大きく、年間を通して日照時間が長い気候と肥沃な土壌により、果樹等の栽培も盛んです。海に面していない風土は、独特の食文化をかたち作ってきました。

(写真掲載例)































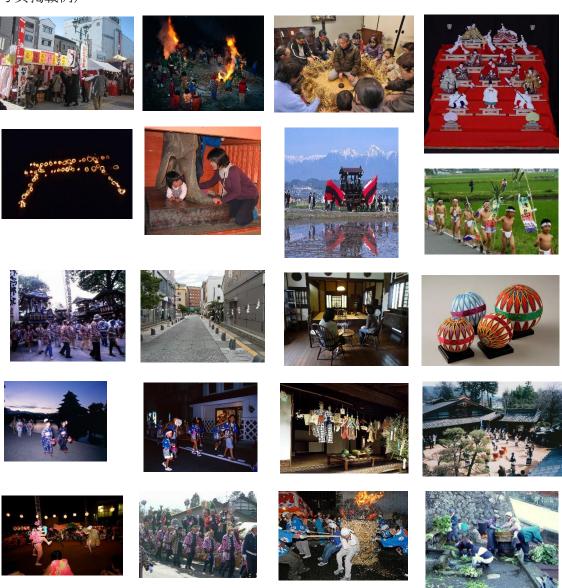


3 民 俗

現在、私たちの暮らしに受け継がれている伝承文化は、江戸時代の松本藩領だった頃に形成されたものが多く、そのルーツを探ると、その多くが武家地から伝わったもの、町人地から伝わったもの、周辺集落(ムラ)から伝わったものに大別できます。

また、かつて江戸や大坂で行われていたものが廃れず今もなお受け継がれているものや、当時から町人の力が強かった松本城下の特性が色濃く残るもの、内陸地でありながら海に縁のある祭事が受け継がれているものなど、特徴的な民俗が数多く残っています。こうした民俗に由来する伝統工芸も多く伝えられています。

(写真掲載例)



4 イベント

松本市は、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。

第2次世界大戦後は、「民藝運動」が行われ、また、スズキ・メソードが発祥しました。

こうした土壌から、現在の松本市は、セイジ・オザワ 松本フェスティバル (OMF) 、信州・まつもと大歌舞伎、工芸の五月・クラフトフェアまつもと等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

これらのイベントの多くが、ボランティアやサポーターに支えられている点も大きな特徴です。 四季折々に行われる多彩な文化芸術イベントが、まちに潤いと活気をもたらし、文化芸術が本市の 魅力の一つになっています。

(写真掲載例)































基本計画では、「松本らしさ」を松本の歴史、風土、文化が育んできた他にはない特徴と捉え、次のものを代表例と考えました。皆さんはどのようなものを「松本らしさ」と考え、どのような「松本らしさ」を継承・創造したいと考えますか?

- (1) 松本城やなまこ壁に代表される城下町の歴史文化景観と習俗
- (2) 道祖神等に代表される周辺集落、野麦街道、善光寺街道等に残る街並み等の歴史文化景観と習俗
- (3) 城下町、内陸地であることに由来する産業、食文化
- (4) 北アルプス等の山岳景観とその恵み(湧水、温泉)、登山文化
- (5) 教育を重んじる気風と進取の気質、市民力の高さ
- (6) イベントの多さ、優れた文化芸術に触れる機会の多さ

第2章 基本計画策定の趣旨

1 基本計画策定の背景及び経緯

私たちの暮らす松本市は、先人のたゆまぬ努力により、歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな 感性と創造により、地域に根差した文化芸術を育んできました。

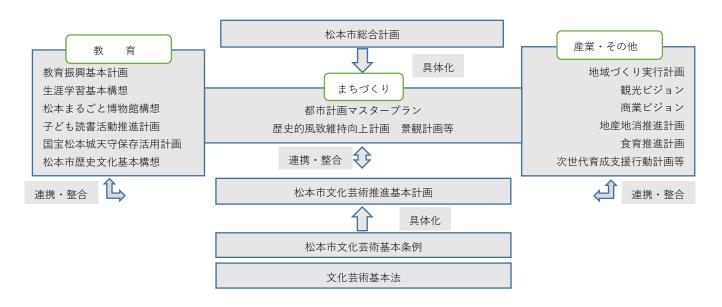
そうした先人の築いた文化芸術を将来に引き継ぐとともに新しい文化芸術を創造していくため、「松本市文化芸術振興条例」(平成15年条例第41号)及び「松本市総合計画」【基本構想2030・第11次基本計画】(以下「総合計画」といいます。)を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、平成17(2005)年に松本市文化芸術振興基本方針を策定し、文化芸術施策を推進してきました。

少子高齢化、グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化している中、総合的な文化芸術施策の展開が一層求められていることから、平成28年に松本市文化芸術振興基本方針を改定しました。この方針では、文化芸術によって作り出される20年、30年先の松本の姿を【文化芸術で人と人とがつながり、まちに魅力と活気があふれる「三ガク都・松本」】として、「文化芸術振興基本法」の対象とする文化芸術の範囲を基本とし、教育、福祉、まちづくり、観光、産業等への波及効果を視野に入れ、様々な施策を推進してきました。

この基本方針改定から5年が経過する中で、平成29 (2017)年には「文化芸術振興基本法」が改正され、法律名も新たに「文化芸術基本法」として公布・施行、国の文化芸術推進基本計画が策定され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められています。また、文化芸術基本法の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされたことから、松本市文化芸術振興基本方針に代えて、新たに松本市文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」といいます。)を策定し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

2 基本計画の位置付けと計画期間

- (1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例及び総合計画を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。
- (2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



(3) 計画期間

令和3(2021)年度~令和12(2030)年度(第1期10年間)とします。

3 文化芸術の定義と基本計画の対象

国の文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27年5月22日閣議決定。以下「国の第4次基本方針」といいます。)は、文化芸術を次のように定義しています。

『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、 育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式、価値観等、お よそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。』

しかしながら、これではあまりにも広範囲に及ぶことから、基本計画が対象とする文化芸術は 次の考え方とします。

- (1) 「松本らしさ」の継承と創造にこだわるとともに、ソフト事業中心の組立てとします。
- (2) 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)が対象とする文化芸術の範囲を基本とするとともに観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携を視野に入れ、本計画が対象とする主な文化芸術の範囲は以下のものとします。
 - ① 生活文化(工芸・クラフト、茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物等)
 - ② 文化財等(有形及び無形の文化財等)
 - ③ 芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
 - ④ メディア芸術 (映画、漫画、アニメーション等)
 - ⑤ 伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等)
 - ⑥ 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
 - (7) 地域における文化芸術(伝統芸能、民俗芸能等)
- (3) 他の個別計画と重複する分野については対象に含めるものの、内容的に当該個別計画が優先する分野は、原則として当該個別計画に委ねます。
- 4 松本市の文化芸術を取り巻く状況
 - (1) 社会情勢の変化
 - ア 人口減少、超少子高齢化

急速な少子化により日本の人口は減少に転じ、一層の高齢化が進む中で、地域コミュニティの衰退等が問題となっています。

今後は、地域の魅力を活かし、それを地域の活力に繋げるかという発想がこれまで以上に 重要となります。

イ 情報通信技術の進化と普及

インターネットやスマートフォンを始めとする情報通信技術(ICT)は当たり前のものとなり、我々の生活には無くてはならないものとなっています。現在では、情報収集に止まらず、自らが情報を発信していくことで自己実現を行うことも可能となりました。また、通信システムの発展は、人と人とのコミュニケーションに加え、モノをつなぐIoT(Internet of Things)を登場させました。

デジタルデータの価値創造力を高めるIoTは、人工知能(AI)や新たな第5世代移動通信システム(5G)との連携により、更なる発展を遂げようとしています。これらを活用した文化芸術コンテンツの登場や新たな情報発信の可能性を探る必要があります。

ウ グローバル化の進展

令和2 (2020) 年は新型コロナウィルス感染症拡大により訪日客は激減するとともに、 文化芸術の在り方について見直しをする契機となりました。ワクチン等の開発が進み新型コ ロナウイルス感染症拡大が抑えられたときには訪日客は回復すると考えられます。

松本市も文化芸術の一層の振興・活性を図り、日々進歩する新たな表現方法を効果的に使い、海外の方にとっても魅力あるコンテンツを充実し、発信する必要があります。

エ 持続可能な開発 (SDGs)

「誰一人取り残さない (leave no one behind) 」ことを原則とし、持続可能で多様性のある社会の実現のため、令和 $1\ 2\ (2\ 0\ 3\ 0)$ 年を年限とする $1\ 7$ の国際目標が平成 $2\ 7$ ($2\ 0\ 1\ 5$) 年 $9\$ 月の国連サミットにて全会一致で採択されました。その中で文化芸術に係

ることとして、「地方の文化振興」や「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を 強化する。」等があります。

(2) 文化芸術政策に係る国の動向

ア 文化芸術基本法の施行

少子高齢化・グローバル化の進展等社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、 国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開がより一層 求められるようになってきたことから、文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法 (改正 平成29年法律第73号)が施行されました。

今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にと どまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策 を法律の範囲に取り込んだこと、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術 の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、 食文化の振興が新たに明記されました。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援が明記されました。

イ 文化芸術推進基本計画(第1期)の策定

文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 平成30(2018)年3月に文化芸術推進基本計画が策定されました。文化芸術の本質的 価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸 術立国を実現することを目指すものとされています。

ウ 文化財保護法等の改正

過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組むため、地域における文化財の計画的な保存・活用や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものとされています。

(3) 松本市の文化芸術に関わる特徴

松本市の文化芸術は、大きく二つの潮流があります。一つは「コトヨウカ行事」、「ぼんぼんと青山様」、「松本てまり」等古くから地域の持つ風土に根ざした文化芸術の流れです。この流れが、教育や文化を尊ぶ市民性と産業を育み、文化性が高いといわれる松本のまちをかたち作ってきました。もう一つは「クラフトフェアまつもと」や「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」等松本市の風土に新しい風を吹き込むことで発展した文化芸術の流れです。この「新たに開花した文化芸術」の流れにより、様々なものを受け入れ、楽しみ、発信する文化が実を結びました。

ア 松本市には日本第3位の標高を誇る奥穂高岳、登山を志す者の憧れの山、槍ヶ岳等、深田 久弥が選んだ日本百名山の6座があります。この裾野には、日本有数の観光地、上高地、そ の南には乗鞍岳と乗鞍高原が広がります。

また、市域の東側になだらかな台上地形の美ヶ原高原が鎮座し、雲上の自動車道ビーナスラインが霧ケ峰へと続いています。こうした山岳景観とその恵みである湧水や温泉、食文化、国宝松本城、城下町の小路、ナワテ通り、中町通り、上土通り等の特色のある通りと景観、野麦街道や善光寺街道沿いの宿場町等、豊かな文化資源、観光資源を目当てに多くの観光客が訪れ、特に海外からの旅行者も多いことも松本市の特徴と言えます。

イ 江戸時代、松本藩は藩校・崇教館を設けました。寺子屋も多くありました。明治時代には、廃藩置県によりできた筑摩県が「教育」を立県の指針とし、その後、旧開智学校や旧山辺学校が市民の力で作られました。大正時代には、松本市が旧松本高等学校を誘致しました。このように松本市には、教育を重んじる伝統があり、その気風は今日まで息づいています。文化芸術に関して子どもたちの関心を高める取組みが多いことも、教育重視の姿勢のあらわれです。

こうした伝統を背景として、松本市では、戦後、公民館活動が盛んな長野県の中でも施設数と活動の両面で群を抜いており、市民が積極的に地域活動に関わる土壌を作ってきました。公民館や文化ホール等の整備が進み、市民の文化芸術活動の場に恵まれた環境が整ったことも市民活動の後押しが背景にあります。

ウ 松本市は、戦国時代の町割に始まり、江戸時代後期には町割ごとに産業の個性が集積する 等、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。第2次世界 大戦後は、「民藝運動」が行われ、また、スズキ・メソードが発祥しました。こうした土壌 から、現在の松本市は、OMF、信州・まつもと大歌舞伎、工芸の五月・クラフトフェアま つもと等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

松本市は、音楽文化ホールが開館した昭和60(1985)年の「音楽とスポーツ都市宣 言」を起点に、文化芸術を身近に触れる機会や活動環境の整備、県内初となる「文化芸術振 興条例」の制定(平成15(2003)年)等を進め、音楽・芸術の「楽都」を推進してき ました。これらを背景として、多くの催しに様々なかたちで市民が携わり、「観て楽しむ」 から「運営する側として楽しむ」という独自の市民文化が育まれています。

このような経過から、松本市は、平成26(2014)年度の文化芸術創造都市部門文化 庁長官表彰を受彰し、自他ともに認める文化芸術創造都市となりました。

まつもと文芸キーワード

三ガク都

松本市の特性を示す用語として、平成17(2005)年の4村合併以後使用されている呼び方で、三ガク都 とは、山岳の「岳都」、学びの「学都」、音楽・芸術の「楽都」の三つのガク都のこと。特に平成 19 (2007) 年の市制施行 100 周年から多く用いられるようになり、平成 23 (2011) 年策定の第9 次基本計画 では松本市の特性を示す用語の一つと明記された。

そうきょうかん

藩校・崇 教 館 と寺子屋

崇教館は、藩主戸田光行(1769-1840年)が藩士及びその子弟に文武の道を学ばせるために寛政5(1793) 年に設立した藩校。現在の松本市役所本庁舎と日本銀行松本支店との間付近の三の丸柳町にあって、生徒 数は文政・天保期(1818-1844 年)で約 60 人、松本藩学に改組された明治 3(1870)年には 300 人余を超えた とされている。明治6(1873)年の学制発布による開智学校開校で役割を終えた。

一方、江戸時代中期以降、庶民の教育機関となった私塾や寺子屋は、天保年間(1830~1844年)にピーク を迎え、全国一多かった長野県の中でも、松本は特に多かったと言われ、維新期には判明するもので110 を数えたとされている。

民藝運動

柳 宗悦(1889-1961 年)が大正時代に提唱した運動。日本各地にある焼き物、染織、漆器、木竹工等、 美術史が正当に評価してこなかったものに光を当て「無名の職人が作る生活用品にこそ美がある」とい う考えのもと、失われていく日本の伝統的な文化を案じ、近代化=西洋化という安易な流れに警鐘を鳴ら

古くから手仕事の職人が多く住んだ松本市では、第2次世界大戦後、民藝による戦後の復興を目指し、 民藝の思想を実践する活動が三代澤本寿(1909-2002年)、丸山太郎(1909-1985年)、池田三四郎(1909-1999年)等を中心に、家具や木工、手織紬等の分野で展開された。柳もこの運動に携わり「民藝のまち・ 松本」の礎を築いた。

スズキ・メソード

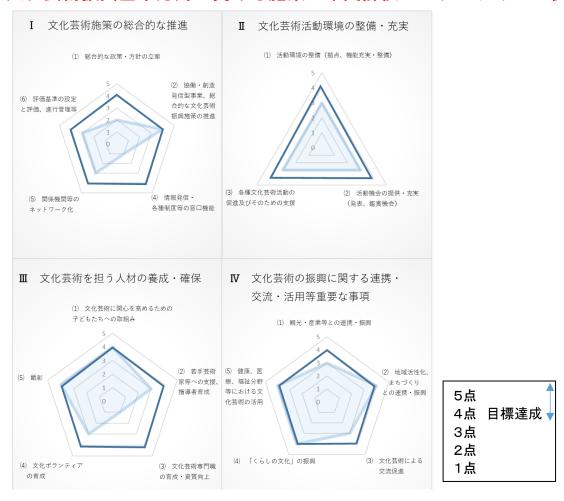
「能力は生まれつきではない」、「どの子も育つ。育て方ひとつ」という考えに基づいて、幼児期から 楽しみながら知らず知らずのうちに上達していくという鈴木鎮一(1898-1998年)の創始した音楽教育法 で、海外でも大きな反響を呼んだ。この出発点が、1946年に設立された「松本音楽院」で、1951年から 自宅として使用された建物は、現在「鈴木鎮一記念館」として保存され、その功績を伝えている。

(4) 松本市の前基本方針期間での取組み

平成28 (2016) 年に改定した松本市文化芸術振興基本方針では「誰もが多種多様な文化芸術に気軽に触れ、ワクワク・ドキドキが生きがいと新たなうねりにつながるまちづくり、人づくりをすすめる」ことを基本方針として4つの分野方針ごとに施策を展開してきました。取組結果については次のとおりです。

前基本方針の取組結果の検証評価結果

松本市文化芸術振興基本方針に掲げる施策の中間評価レーダーチャート表



- ア I~Ⅳの分野方針において、全ての基本的施策の目標を達成できた分野はありませんでし た。
- イ 「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項」では、5つの施策中3つで 概ね目標達成をしており、松本の伝統文化を活かしたイベントや歴史文化基本構想の策定 等、文化芸術による地域の活性化やまちづくりとの連携が進んだことがうかがえます。
- ウ OMFや工芸の五月クラフトフェア等の協働創造発信型事業 (I (2)) や子どもたちへの 取組み (Ⅲ - (1)) において一定の成果を上げています。
- エ 「I文化芸術施策の総合的な推進」においては、文化芸術全般に係る市民意向調査や情報発信、相談窓口の整備が遅れているほか、文化芸術施策を担う人材育成等(Ⅲ (3))の取組みもあまり進んでいない状況です。

(5) 前基本方針の総括と今後の課題

- ア 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業等との連携を目指しており、「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項」の結果から一定の成果があったものと判断できます。しかし、今回評価に当たって行った担当課へのヒアリングにおいては、その趣旨について庁内各部局への意識の浸透が十分に図られていない状況にあり、庁内への周知や啓発が課題です。
- イ 検討中、未着手となっている事業が6~7パーセントあり、特に文化芸術施策の総合的な 推進が進んでいない状況です。

その原因としては、市民プロデューサーの育成や文化芸術活動団体等の連携コーディネート等、中長期的に人材育成が必要となる事業があり、実施に向けたハードルが高いことがあげられますが、今後実施に向けた検討を進めます。

ウ 文化芸術施策の効果は、利用状況等短期的な視点だけでは適切に評価できないものがあり、 今回の中間評価では、文化芸術がどのようにまちづくり・人づくりに貢献したかをインパクト(波及効果)で測定しようと試みましたが、独自の実態調査等を行っていないため、評価できないものが多数ありました。

(6) 文化芸術に関する市民アンケート結果

計画策定に当たり、文化芸術に関する現状と市民ニーズを把握するため、市民アンケートを 実施しました。

調査概要

対象者:18歳以上の市民(無作為抽出)

調査方法:郵送及びインターネットによる無記名アンケート

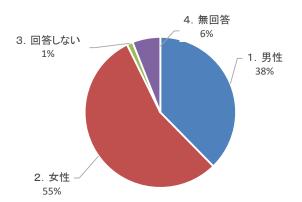
調査期間:令和3年2月12日から2月28日まで

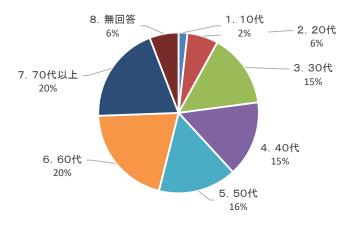
配布及び回収数:配布数:2,000 通/回収数:786 通(回収率39.3%)

性別、年代別回答者表

性別	人 数	比 率
1. 男性	296	37.7%
2. 女性	433	55.1%
3. 回答しない	10	1.3%
4. 無回答	47	6.0%
総計	786	100.0%

年 齢	人 数	比率
1.10代	14	1.8%
2.20代	49	6.2%
3.30代	117	14.9%
4.40代	120	15.3%
5.50代	124	15.8%
6.60代	161	20.5%
7.70代以上	155	19.7%
8. 無回答	46	5.9%
総計	786	100.0%





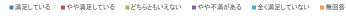
ア総括

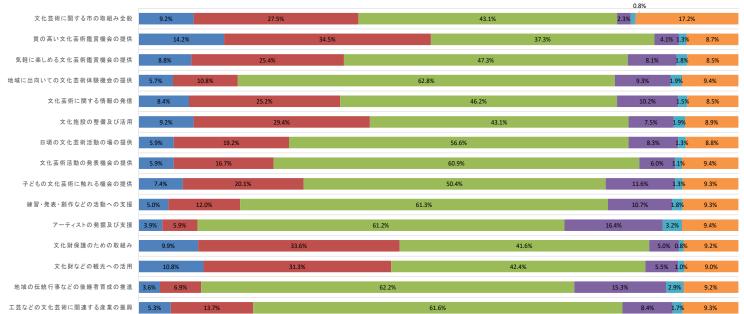
全体的に文化芸術の取組みについて「どちらともいえない」と回答した方が多く、松本市の文化芸術施策が浸透していない可能性が高いため、松本市の取組みの周知が一層必要です。

「質の高い文化芸術鑑賞機会の提供」、「文化財保護のための取組み」、「文化財などの観光への活用」の満足と回答した方は40パーセント以上となっており、ある程度成果が出てるといえます。

「アーティストの発掘及び支援」、「地域の伝統行事などの後継者育成の推進」は満足していると回答した方が9.8パーセントとなっており、他の取組みより低い割合となっているため、取組みを強化する必要があります。

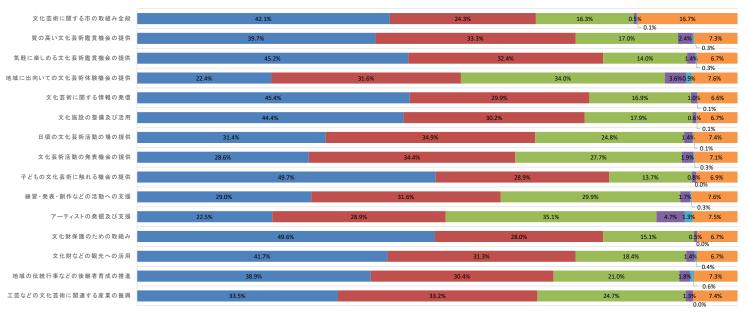
松本市の取組みについての満足度





松本市の取組みについての重要度

■重要である■やや重要である■どちらともいえない■やや重要ではない■全く重要ではない■無回答



これらの結果を踏まえ、新たな計画を策定します。

第3章 基本計画の内容

1 計画の目的

松本市は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根差した独自の文化芸術を育んできました。

独自の文化芸術は「松本らしさ」であり、市民の誇りとなるものです。

松本市の伝統文化、自然、歴史を次世代に繋いでいくとともに磨きあげ、20年先、30年先も「松本らしさ」を市民の誇りとし、新たな文化芸術の創造を目指すことで、心豊かな市民生活および活力ある社会の実現を図ることを目的とします。

目的

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること

2 計画の目標

松本市の20年先、30年先の姿を松本市の特徴であり、魅力でもある松本市の伝統文化を礎とした「三ガク都」が一層輝きを増し、市民がその魅力を知り、楽しみ、活気あふれるまちとなっているイメージで次のように設定しました。

キャッチフレーズ

「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本」

- (1) 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる
- (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する
- (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

目標達成を図る指標

基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証を実施します。※第5章参照

3 計画の構成と施策

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、以下の4つの分野方針ごとに施策を推進する構成とします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人とを つかげ、地域の元気を生み出していきます。

Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性 を磨く「人づくり」を推進します。

IV 文化芸術活動の環境の整備・充実

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

第4章 基本的施策

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること

	目標	票 分野方針 ————————————————————————————————————			基本的施策	施策別目標	主な具体的施策		
丰							(1) 市民意向の把握	市民意向を踏まえた文化施策を推進する	継続的な市民意向調査の実施、文化芸術活動者の実態調査の実施
ヤッ	市民の誰もが自由に文化 芸術に親しむことができ る						(2) 協働・創造発信型事業の推進	市民の誇りを醸成する 都市ブランドの向上を図る	市民が主体的に運営に係る仕組みづくり 地域在住アーティストとの協働事業の実施
ナフレ		I	п	Ш	IV	Ι	(3) 情報発信・各種制度等の窓口機能	多種多様な手段で必要な時に情報を得られる環境を整える	最適な手段による各世代への情報発信 文化芸術活動者の相談、支援、マッチングをする窓口の設置
ズ		文化	文化	文化	文化		(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	ジャンルを超えた団体の交流により、新たな表現の創出を図る 文化施設間のネットワークを構築し、事業等の相乗効果を高める	文化芸術活動者団体の交流機会の提供 博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会の提供 創造都市ネットワークへの参加等他都市との連携
文化		芸術	芸術	芸術	芸術		(1) 地域活性化、まちづくりとの 連携・振興	文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出する	地区単位での文化芸術活動の支援 国内外に松本市を発信する市民協働イベントの実施
芸術		振興	の 振	を 担	活動		(2) 観光・クリエイティブ産業等との連携・振興	クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指す 観光・クリエイティブ産業の振興を図る	文化資源を活用した観光事業の実施、クラフト等の文化芸術的価値の啓発 食文化等を活かした産業・観光事業の実施
で人と		施策	興に	う 人	の 環		(3) くらしの文化の振興	松本市固有の文化等を継承するとともに、新たな文化を創造し、松本への愛着を高める	地域の歴史・文化を知る機会の創出、くらしの文化に関する各種講座の実施 市民団体との連携・協働及び活動支援による地域の伝統文化や食文化の継承事業 の実施
人 が		の総	関する連携	材 の	境 の	_	(4) 文化芸術による交流促進	他都市との交流、多文化交流の充実を図る	新たな文化交流プログラムの企画 海外の文化芸術に触れられる機会の創出
つなが	松本独自の文化芸術を継	合		養	整		(5) 健康、医療、福祉分野等における 文化芸術の活用	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる社会を目指す	医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等の実施 障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供
<i>b</i> ,	承しながら、新しい松本 の文化芸術を創造する	的 な		成 ·	備・		(6) 文化財の保存・活用	文化財を適切に保護し、地域活性化等に活用する	まつもと文化遺産を始め、地域の文化財の保存継承と有効な活用 伝統文化の担い手の育成・支援
まちに		推進	· 交	確保	充 実		(1) 文化芸術に関心を高めるための 子ども・若者への取組み	文化芸術活動の担い手を育成する 子どもたちが文化芸術に触れ創造する楽しさを実感する環境を整える 日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出する	学校等でのアウトリーチ事業、ワークショップの実施 児童・生徒等の文化芸術体験活動の実施 若者の意見を反映した事業の実施
魅力と			流・活				(2) アーティスト等への支援、指導者 育成	活動団体の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げする クリエイティブな人材を育成する 松本市の文化芸術を継承するとともに、新たな創造をする人材を育成する	アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築 経済的支援と支援結果の継続的な検証とより効果的な支援体制の構築 文化芸術指導者の実態調査及び支援
と活気			用用			П	(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成する 職員間の意見交換の機会を創出し、新たな発想を生み出す	松本市芸術文化振興財団と連携した実務研修や派遣研修等の支援 学芸員・司書及び松本市芸術文化振興財団職員の意見交換の実施
があ							(4) 文化ボランティアの育成	文化芸術活動の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図る	文化ボランティアに興味を引き出す機会の創出 文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みづくり
ふれれ	さまざまな分野との連携						(5) 顕彰	文化芸術活動者のモチベーションの向上を図る 新たな文化芸術活動者を発掘し市内外へ周知する	文化芸術表彰等の充実、文化施設等が連携した受賞者の活動の発信 受賞者の支援体制の構築
る三ガ	会により、課題解決や地域 の活性化につなげる 力 ク 都						(1) 活動環境の整備	あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設を目指す	バリアフリーの推進、施設利用者へのアンケート実施 ニーズに合った施設・運営方法の再整備 天候の変化に左右されない野外会場等の研究
ク 都 ·						IV	(2) 活動機会の提供・充実	年齢、性別、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術に親しめ る機会の創出 新たな発表の場を創出する	オープンスペース等の活用 街なかでの無料鑑賞会等の開催 アウトリーチ事業の強化
松 本 							(3) 各種文化芸術活動の促進及び そのための支援	文化芸術活動をより身近なものとする 新たな取組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整える	活動の入門編となる事業・講座の実施 文化芸術活動団体への補助制度の確立

今回の改定では、基本的施策を分野方針の次に位置付けるとともに、施策別目標を定め、具体的施策を示すものとします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

(1) 市民意向の把握

≪施策別目標≫

文化芸術振興施策を推進する上で、文化芸術に対する市民の意向やニーズを調査し、市民の意向に沿う施策を推進します。

【具体的施策】

文化芸術市民意向調査を計画策定時、中間年(令和7(2025)年)、最終年前年(令和11(2029)年)に実施し、計画を検証するとともに市民の意向を分析し、意見を反映した事業を実施します。

市内で活動する個人・団体について実態調査を実施します。また、文化芸術活動者とのコミュニケーションを図り、連携できる体制を構築します。

(2) 協働・創造発信型事業の推進

≪施策別目標≫

市民の誇りを醸成することや都市ブランドの向上をめざした事業を展開します。 市民参加者の増加や松本市独自の市民文化である「運営する側として楽しむ」文化ボラン ティアとの連携を深めます。

【具体的施策】

市民が主体的に運営にかかわる仕組みを磨き上げ、より協働できる環境を整えます。 地域在住のアーティスト等との協働により、新たな松本発の事業を実施します。 ICT技術等を活用する等イベントや鑑賞会を会場外からでも楽しめる体制を構築します。 市街地に止まらず、各地区の特徴を活かしたイベントを開催します。

(3) 情報発信・各種制度等の窓口相談機能・・・重点施策①

≪施策別目標≫

文化芸術に関する情報を必要な時に様々な手段により得られる環境を整えます。

【具体的施策】

世代や技術の進化によって利用する媒体が変化することから、各世代や時代に即した手段で情報を発信します。

市の文化芸術振興部門が文化芸術活動団体や、個人の情報、多様な各種助成制度の情報収集を行ってきましたが、情報が蓄積されていないことから、専門的に情報収集や相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った窓口を設置します。

文化芸術と観光に親和性があるため、観光部門と連携した情報を発信します。

(4) 関係機関等のネットワーク化、連携

≪施策別目標≫

文化芸術活動のジャンルを超えた文化芸術活動団体同士のネットワークを構築し、新たな表現等の創出を図ります。(市民)

文化施設間のネットワークを構築し、情報共有、事業連携、人材交流を図り、相乗効果を高めます。(行政)

大学、NPO団体、民間団体との連携により、地域の魅力を高めます。(行政)

【具体的施策】

団体同士のつながりを深めるため、文化芸術活動団体の交流機会を提供します。博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会を提供します。

創造都市ネットワークへの参加等他都市と連携します。

大学・NPO・民間団体と協働し、文化芸術振興の新たな仕組みを構築します。

Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

- 市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人とを つなげ、地域の元気を生み出していきます。

(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興

≪施策別目標≫

文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出します。

【具体的施策】

地区単位での文化芸術活動を振興・支援します。

国内外に松本市を発信する市民協働イベントを実施します。

(2) 観光・クリエイティブ産業等との連携・振興・・・重点施策②

≪施策別目標≫

クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指します。

文化芸術の持つ魅力を活かし、観光・クリエイティブ産業の振興を図ります。

【具体的施策】

文化資源を活用した観光事業を実施します。

クラフト等の文化芸術的価値を啓発します。

食文化等を活かした産業、観光の振興を図ります。

(3) くらしの文化の振興

≪施策別目標≫

松本市固有の文化や年中行事等を継承するとともに、新たな文化を創造し、松本への愛着を高めます。

【具体的施策】

地域の歴史・文化を知る機会を創出します。

くらしの文化に関する各種講座を実施します。

市民団体との連携・協働及び活動支援を実施し、地域の伝統文化や食文化等の継承・発展を図ります。

(4) 文化芸術による交流促進

≪施策別目標≫

他都市との交流・多文化交流の充実を図ります。

【具体的施策】

新たな文化交流プログラムを企画します。

海外の芸術に触れられる機会を創出します。

(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用・・・重点施策③

≪施策別目標≫

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、互いを尊重する社会を目指します。

【具体的施策】

医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等を実施します。

障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会を提供します。

(6) 文化財の保存・活用・・・重点施策(4)

≪施策別目標≫

文化財を適切に保護し、地域活性化等に活用します。

【具体的施策】

まつもと文化遺産を始め地域の文化財の保存及び活用を図ります。

伝統文化の担い手を育成・支援します。

Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性 を磨く「人づくり」を推進します。

(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み・・・重点施策⑤

≪施策別目標≫

文化芸術活動の担い手を育成します。

子どもたちが文化芸術に触れ、創造する楽しさを実感できる環境を整えます。 日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出します。

【具体的施策】

学校等でアウトリーチ事業やワークショップを実施します。

児童・生徒等の文化芸術体験活動事業を実施します。

若者の文化芸術活動に対する支援を実施します。

若者の意見を反映した事業を実施します。

(2) アーティスト等への支援、指導者育成・・・重点施策⑥

≪施策別目標≫

アーティストの文化芸術活動の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げします。 クリエイティブな人材を育成します。

松本市の文化芸術を継承するとともに、新たな創造をする人材を育成します。

【具体的施策】

アーティストバンクを再構築し、衣食住をトータルサポートする体制を構築します。 経済的支援と支援結果の継続的な検証を行い、より効果的な支援体制を構築します。 文化芸術指導者の実態調査を実施し、指導者のニーズを把握した上で必要な支援を実施しま

(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上

≪施策別目標≫

す。

市民が文化芸術を身近に感じられるよう、地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成します。

職員間の意見交換を実施し、新たな発想を生みだします。

【具体的施策】

まつもと市民芸術館や音楽文化ホール等の指定管理者である松本市芸術文化振興財団と連携し、実務研修や派遣研修等を支援します。

松本市の学芸員、司書や松本市芸術文化振興財団職員との意見交換を実施します。

(4) 文化ボランティアの育成

≪施策別目標≫

松本市の文化芸術の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図ります。

【具体的施策】

文化ボランティアに興味を持ってもらえる機会を創出します。 文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みをつくります。

(5) 顕彰

≪施策別目標≫

文化芸術活動者のモチベーションの向上を図ります。新たな文化芸術活動者を発掘し、市内外へ周知します。

【具体的施策】

文化芸術表彰等の充実を図ります。

文化施設等が連携し、受賞者の活動を発信します。

受賞者の支援体制を構築します。

IV 文化芸術活動の環境の整備・充実

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

(1) 活動環境の整備

≪施策別目標≫

適切な管理を行い、あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設を目指します。

【具体的施策】

バリアフリーを推進します。

利用者及び市民へアンケート調査を実施します。

ニーズに合った運営方法を再整備します。

天候の変化に左右されない野外会場等を研究します。

(2) 活動機会の提供・充実・・・重点施策⑦

≪施策別目標≫

年齢、性別、障害の有無、経済的な状況にかかわらず、より多くの市民が文化芸術に親しむことができる機会を創出します。

デジタル技術の活用を含めた新たな発表の場を創出します。

【具体的施策】

オープンスペース等を活用した新たな発表の場を創出します。

街なかでの無料鑑賞会等の実施により、多くの市民が気軽に鑑賞できる場を提供します。 アウトリーチ事業を強化し、ホール等に足を運べない方たちへの鑑賞の機会を提供します。 インターネット配信等が気軽にできる環境を構築します。

(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

≪施策別目標≫

文化芸術活動をより身近なものとします。

文化芸術の新たな取組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整えます。

【具体的施策】

文化芸術を身近に感じてもらえるよう、入門編となるような事業及び講座を実施します。 経済的支援の他、市民が活動する上での課題を解決する体制を構築します。

第5章 計画の評価検証

1 計画の評価検証

計画策定から中間年(令和7(2025)年)に計画の中間評価を実施、最終年前年(令和11(2029)年)に最終評価を実施し、計画の進捗を図るとともに、第2期計画に反映します。

2 評価検証の方法

- (1) 基本計画に掲げる具体的施策推進のための事業を選定し、事業に着手したかを評価します。
- (2) 基本計画に掲げる基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証します。

基本的施策別指標表

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 市民意向の把握	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36.7%	45.0%
(2) 協働・創造発信型事業の推進	文化芸術の振興により、地域にもたらされる効果と して期待することについて「特にない・わからな い」を答えた割合	2.5%	1.0%
(3) 情報発信・各種制度等の窓口 機能	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
(4) 関係機関等のネットワーク 化、連携	文化芸術団体の交流機会の提供数 (年間)	なし	3事業

Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 地域活性化、まちづくりとの 連携・振興	文化芸術の振興により、地域にもたらされる効果として期待することについて「地域の活性化・地域経済の活性化」と答えた人の割合	84.0%	90.0%
(2) 観光・産業等との連携・振興	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度	19.0%	25.0%
(3) くらしの文化の振興	書、花、茶、食などに親しんでいる割合	21.9%	25.0%
(4) 文化芸術による交流促進	海外や他市町村との文化芸術による交流事業数(年間)	3事業	5事業
(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用事業 数(年間)	なし	5事業
(6) 文化財の保存・活用	文化財保護のための取組みに対する満足度	43.5% 42.1%	50.0%
	文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1/0	50.0%

Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保

2 1 2 1 1 2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	———		
基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 文化芸術に関心を高めるた めの子ども・若者への取組み	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27. 5%	35.0%
(2) アーティストへの支援、指 導者育成	アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9.8%	15.0%
(3) 文化芸術専門職の育成・資 質向上	質の高い文化芸術鑑賞機会の提供に対する満足度	48. 7%	55.0%
(4) 文化ボランティアの育成	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合	81.6%	85.0%
(5) 顕彰	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度(再掲) アーティストの発掘及び支援に対する満足度(再掲)	33. 6% 9. 8%	40.0% 15.0%

IV 文化芸術活動の環境の整備・充実

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 活動環境の整備	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25. 1%	30.0%
(2) 活動機会の提供・充実	文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22.6%	30.0%
(3) 各種文化芸術活動の促進及 びそのための支援	練習・発表・創作等の活動への支援に対する満足度	17.0%	25. 0%

松本市文化芸術推進基本計画

令和3年(2021)年 月発行

発行:松本市

松本市丸の内3番7号 電話:0263 - 34 - 3000(代表)

編集:松本市文化観光部文化振興課

文化芸術に関する市民アンケート結果

計画策定にあたり、文化芸術に関する現状と市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施しました。

調査概要

対象者:18歳以上の市民(無作為抽出)

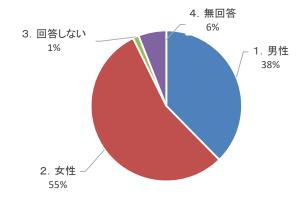
調査方法:郵送及びインターネットによる無記名アンケート

調査期間:令和3年2月12日から2月28日まで

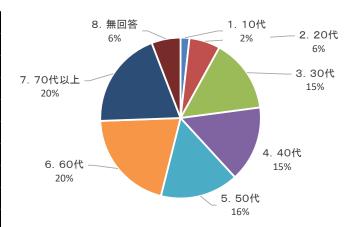
配布及び回収数:配布数:2,000 通/回収数:786 通(回収率39.3%)

性別、年代別回答者表

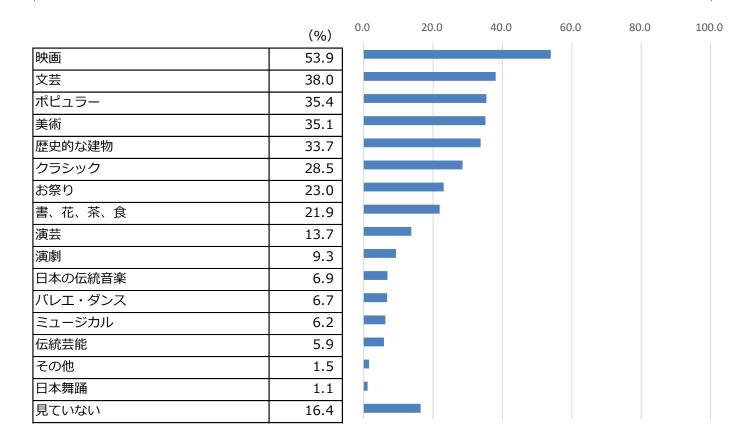
性別	人 数	比 率
1. 男性	296	37.7%
2. 女性	433	55.1%
3. 回答しない	10	1.3%
4. 無回答	47	6.0%
総計	786	100.0%



年 齢	人 数	比率
1.10代	14	1.8%
2.20代	49	6.2%
3.30代	117	14.9%
4.40代	120	15.3%
5.50代	124	15.8%
6.60代	161	20.5%
7.70代以上	155	19.7%
8. 無回答	46	5.9%
総計	786	100.0%



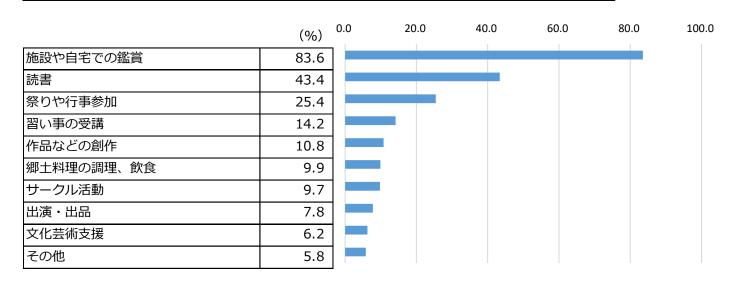
問1 あなたがこの2年間に見たり聞いたり、活動をした文化芸術の分野についてお答えください



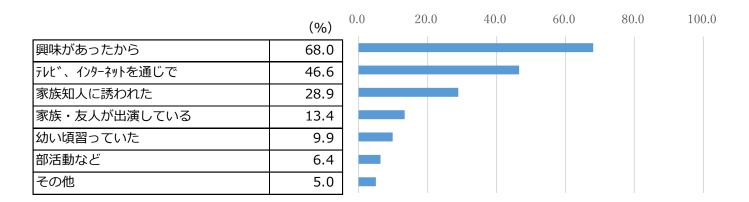
文化芸術を見たり聞いたり、活動をした市民は83.6%であり、ほとんどの市民は文化芸術に触れています。



問2 あなたは、どのようにして文化芸術を見たり聞いたり、活動などをしましたか

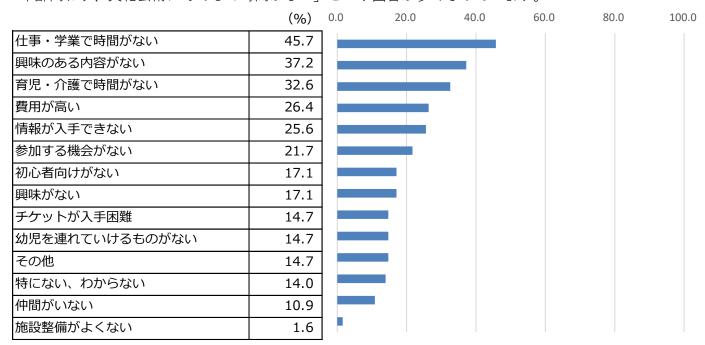


問4 あなたが文化芸術を見たり聞いたり、活動を始めたきっかけは何ですか

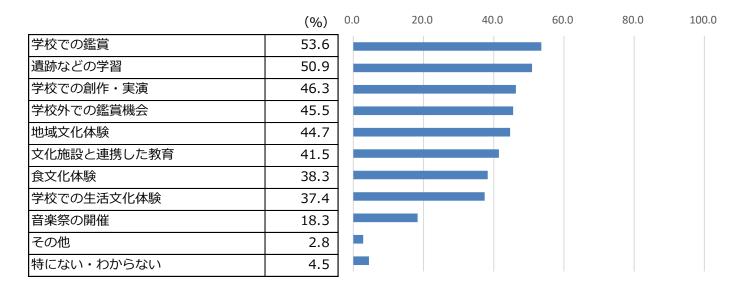


問5 あなたが文化芸術を見たり聞いたりしなかった、活動しなかった理由は何ですか

年齢問わず、文化芸術にあてる「時間がない」という回答が多くなっています。



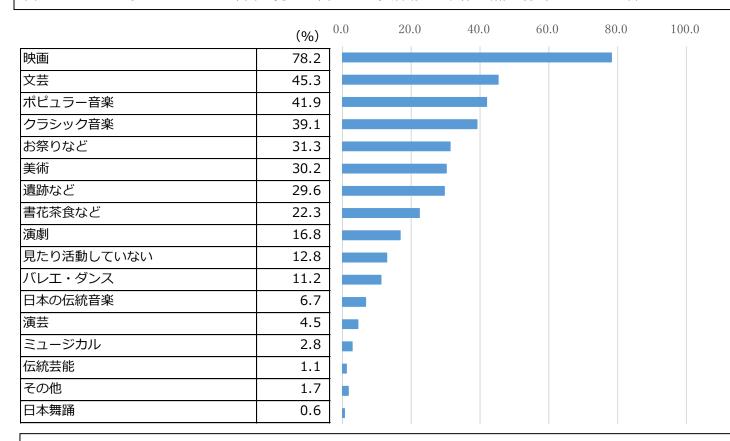
問6 あなたは、子どもの文化芸術活動について、何が重要だと思いますか



問7 あなたが子どもの文化芸術活動について、期待する効果は何ですか

	(%)	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0
創造性が高まる	60.7						
国、地域への愛着	52.0						
感性が育まれる	53.3						
他国への関心	44.5						
コミュニケーション能力上昇	34.1						
他者への思いやり	32.3						
文化芸術をつづけるきっかけ	28.8						
解決力向上	15.8						
自信向上	13.6						
特にない	3.2						

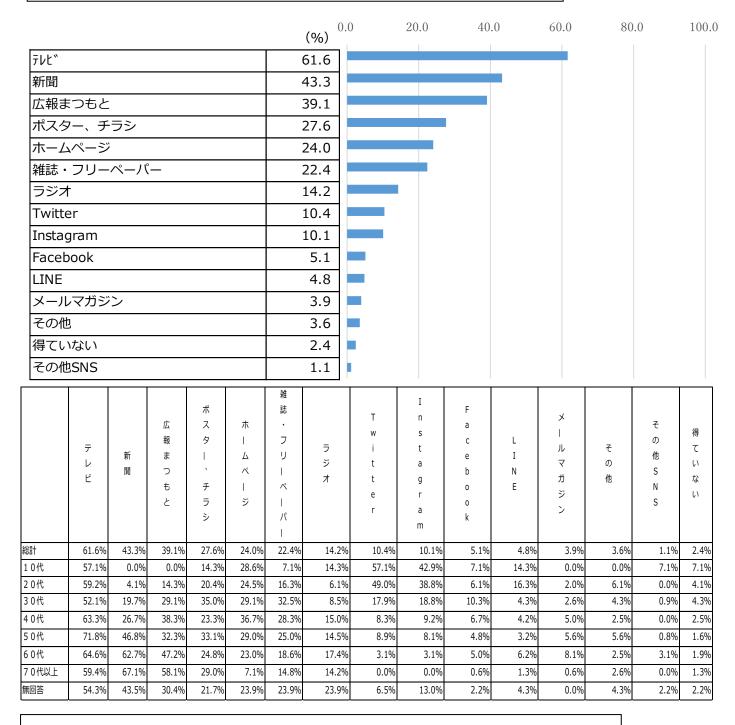
問8 あなたの子どもがこの2年間に見たり聞いたり、活動した文化芸術の分野についてお答えください



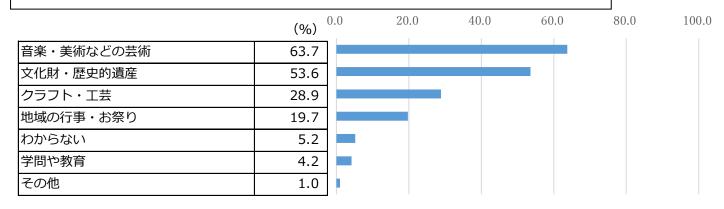
問9 あなたの子どもは、この2年間にどのようにして文化芸術を見たり聞いたり、活動などをしましたか

	(%)	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0
施設や自宅での鑑賞	82.5						
読書	39.0						
祭り、行事への参加	35.0						
創作活動	21.5						
習い事の受講	19.8						
出演・出品	19.2						
サークル活動	10.2						
郷土料理の調理、飲食	9.6						
その他	5.1						
文化芸術支援活動	2.8						

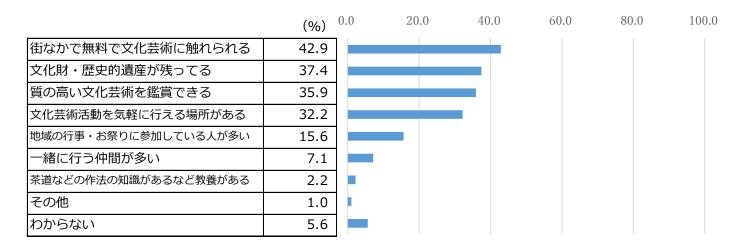
問10 あなたは、どのような媒体から文化芸術に関する情報を得ていますか



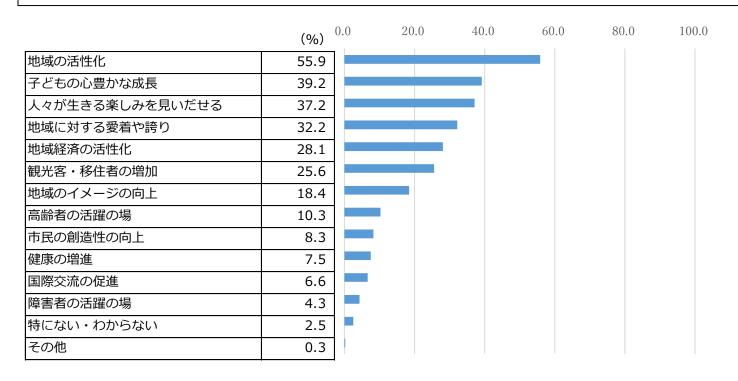
問11 あなたは、松本市の文化芸術についてどのようなイメージをもっていますか



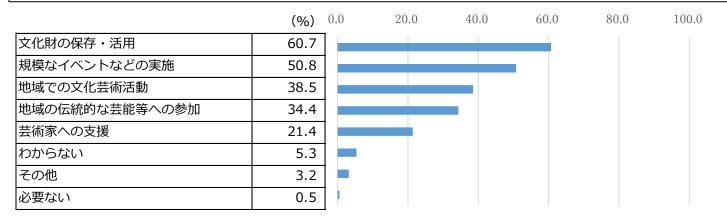
問12 あなたは、文化芸術が日常にあふれているとはどのようなことだと思いますか



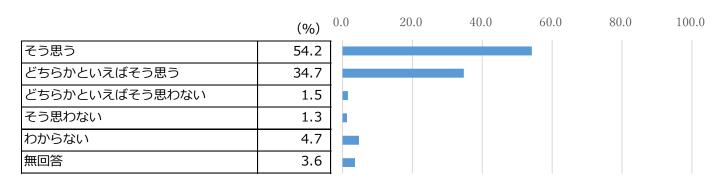
問13 あなたは、松本市の文化芸術の振興を図ることにより、地域や市民にもたらされる効果として期待することは何ですか



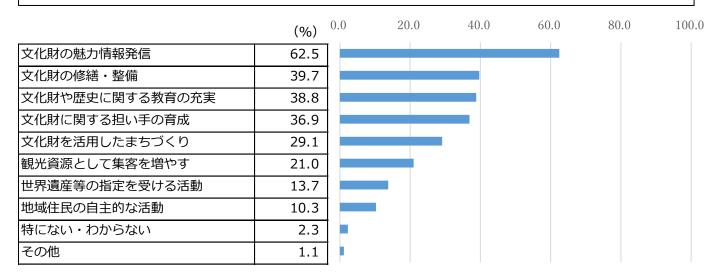
問14 松本市民であることを誇りに思うことや、松本市の魅力を向上するためにはどのような文化芸術活動が必要であると考えますか



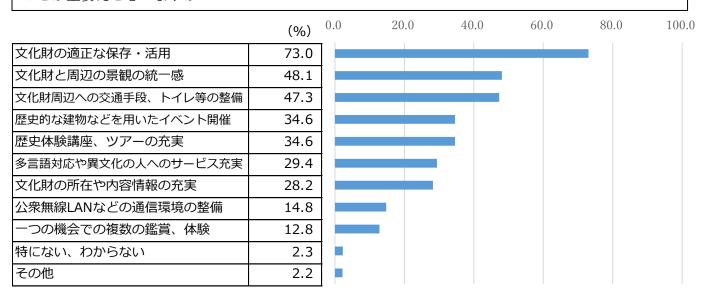
問15 「文化財や歴史的な価値のあるものなどの存在が、その地域の人々にとって地域への愛着 や誇りとなる」との考え方について、あなたはどのように考えますか



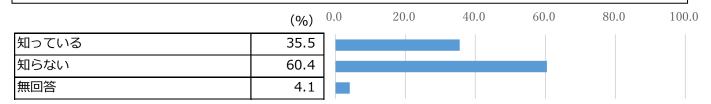
問16 あなたは、文化財や歴史的な価値のあるものを活用しながら次の世代に引き継いでいくためにはどんなことをしていく必要があると思いますか



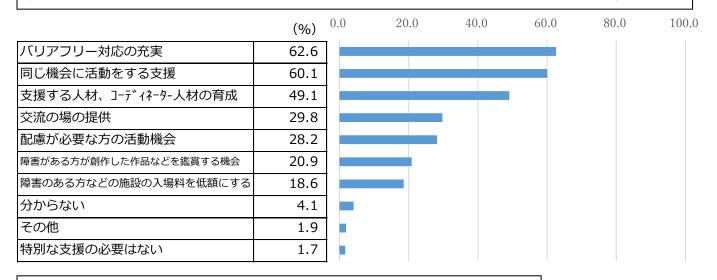
問17 あなたは、日本の文化財を観光の資源として魅力あるものにしていくためにはどのような ことが重要だと思いますか



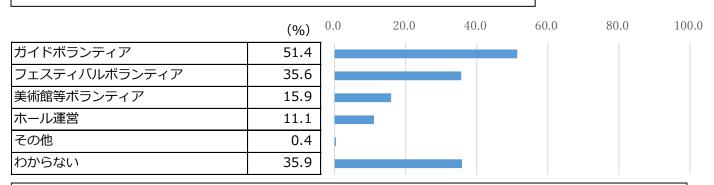
問18 近年、文化芸術活動を共に行うことを通じて、年齢や障害の有無にかかわらず、互いを尊重する社会を目指そうという考え方を知っていますか。



問19 文化芸術活動を共に行うことを通じて、年齢や障害の有無にかかわらず、互いを尊重する 社会を目指そうという考え方を実現するためにはどのような取組みが必要だと思いますか。



問20 あなたは、松本市の文化ボランティアについて知っていますか。

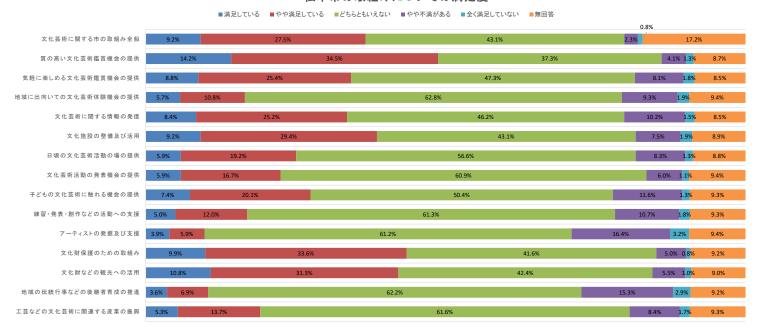


問21 あなたは、どのような場合に文化ボランティアに参加したいと思いますか。

	(%)	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0
興味のある公演である	45.0						
都合の良い時間帯を選べる	37.5						
拘束時間が短い	13.4						
自分の知識や経験を活かせる	22.6						
好きな出演者が出ている	22.8						
ボランティア同士の交流の機会がある	11.5						
出演者が有名である	6.7						
知人が出演している	12.2						
知人から誘われる	10.1						
ノベルティがもらえる	5.7						
リハーサルを見学できる	17.7						
その他	3.3						
参加したくない	18.4						

問22 あなたは次の各項目の松本市の取組みについてどう思いますか。

松本市の取組みについての満足度



全体的に文化芸術の取組みについて「どちらともいえない」と回答した方が多く、松本市の文化芸術施 策が浸透していない可能性が高いため、松本市の取組みの周知が一層必要です。

「質の高い文化芸術鑑賞機会の提供」、「文化財保護のための取組み」、「文化財などの観光への活用」の満足と回答した方は40パーセント以上となっており、ある程度成果が出てるといえます。

「アーティストの発掘及び支援」、「地域の伝統行事などの後継者育成の推進」は満足していると回答した方が9.8パーセントとなっており、他の取組みより低い割合となっています。

問23 あなたは、文化芸術振興のためには、次の各項目の市の取組みについてどれくらい重要だと 思いますか。

松本市の取組みについての重要度

